

【事業者向け】北九州市医療的ケア児在宅レスパイト事業 Q&A (その2)

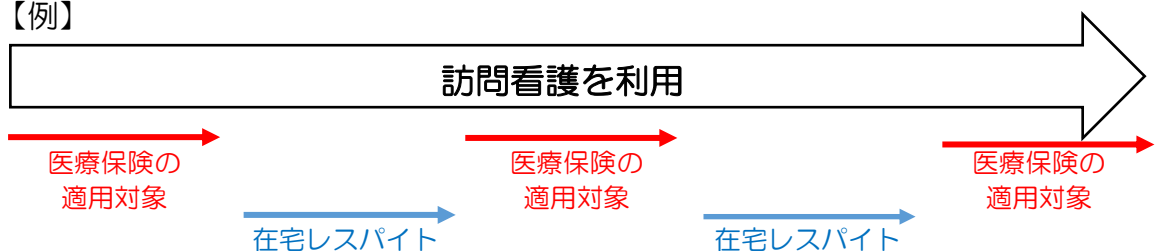
問1 1日に訪問看護を複数回利用する場合、「医療保険の適用対象となる訪問看護」の時間と「在宅レスパイト」の時間が混在してもいいでしょうか。

また、「医療保険の適用対象となる訪問看護」と「在宅レスパイト」の優先順位はありますか。

答1 医療的ケア児レスパイト事業は、訪問看護ステーションを利用する場合に、看護師が訪問して行う看護に係る費用を助成する制度で、「医療保険の適用対象となる訪問看護」以外に利用する訪問看護利用時間帯が助成対象となります。

このため、例のように、「医療保険の適用対象となる訪問看護」の時間と「在宅レスパイト」の時間を混在して利用いただくことは可能ですが、在宅レスパイトを利用する時間帯については、家族や医師と相談してください。

【例】



また、優先順位については、「医療保険の適用対象となる訪問看護」が優先となります。

なお、本事業は医療保険における自己負担分を軽減するものではありません。